

新型コロナウイルス感染症に対する 日本獣医師会の対応について

日本獣医師会では、わが国における新型コロナウイルス感染者の確認以降、関係省庁等からの各種情報を逐次地方獣医師会へ提供してきた。一方、令和2年4月7日、政府から新型コロナウイルス感染防御に係る「緊急事態宣言」の発出に伴い、外出自粛要請が求められたが、本会では①4月3日付けで都市封鎖等の措置の発動等を想定し、小動物診療施設（2次診療施設等を含む。）等の対応のあり方及び4月14日付けで同対応に係る留意事項について（別記1、2）、また、②令和2年度狂犬病予防注射事業実施に関し、各地方獣医師会へ対応状況を調査する一方、4月9日付けで本年度の予防注射期間の対応方針等について（別記3）、さらに、③5月11日付けで令和2年度獣医学術学会年次大会及び獣医学術地区学会・大会の開催中止について（別記4）、それぞれ地方獣医師会に通知し、会員獣医師あて周知徹底を依頼したので、ここに報告する。

なお、本会では、同感染症の感染防止の観点から、予定していた委員会等を延期するとともに、第6回理事会を书面開催、業務運営幹部会をWEB会議に変更する一方、「緊急事態宣言」の発出以降、外出自粛要請期間は、事務局閉鎖及び業務停止するとともに、本誌第73巻第5号（令和2年5月号）を発刊延期することとし、ホームページ等でその旨周知した。

【別記1】

事務連絡
令和2年4月3日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政人

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って 都市封鎖等の措置が発動された場合における 小動物診療施設等の対応について

新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴い、地域を定めて「緊急事態宣言」が発出された場合、当該指定地域においては都市封鎖（ロックダウン）等の措置が発動されるおそれがあります。この都市封鎖に基づく外出禁止等の措置が講じられた場合における小動物診療施設（2次診療施設等を含む。）等の対応については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、別添1の「新型コロナウイルス感染症に対する小動物診療施設等の対応について」を参考に感染防御に努められますよう、関係会員獣医師あて周知徹底をお願いいたします。

（参 考）

別添2：「新型コロナウイルスに対する動物病院の対応について」

（公社東京都獣医師会作成）

別添3：「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における伴侶動物臨床獣医師に対するアドバイス」

（欧州獣医師連合、欧州小動物獣医師会連合）

別添4：「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における動物病院に来院する飼い主に対するアドバイス」

（欧州獣医師連合、欧州小動物獣医師会連合）

別添5：「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）：飼い主との接触方法の指針」

（ゲルフ大学、J. Scott Weese 獣医師作成）

別添6：「獣医療関係者の感染防御対策にご理解ください（手袋・マスク等）」

（厚生労働省、公社日本獣医師会）

【別添1】

新型コロナウイルス感染症に対する 小動物診療施設等の対応について

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大する中で、「緊急事態宣言」に伴う都市封鎖（ロックダウン）及び外出禁止等の措置が講じられることが懸念されます。

この文書は、このような事態においても、小動物診療施設において獣医師、獣医療スタッフ等（以下

「獣医師等」という。)及び飼育動物の飼い主の感染防御を確保しつつ、必要な診療業務を継続するために推奨される対応方策を提示するものです。

なお、産業動物診療については、診療業務が主に家畜又は家禽が飼養される畜舎等で行われること、これまで新型コロナウイルスが家畜等に感染したとの報告はないことから、家畜飼育者等との接触において、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なることがないように注意しつつ、本文書を参考に必要な診療業務の遂行をお願いします。

1 応召の義務

「診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。」(獣医師法第19条第1項)との規定にかんがみ、必要と判断されれば原則として飼育動物の診療を行うこと。

2 飼い主への事前連絡・周知

外出禁止の要請等が行われた場合には、罹患動物の診療のために来院する前に電話等で事前相談を行うよう、通院中若しくは過去に通院歴のある動物の飼い主に対して、ホームページ、電話、メール等で連絡・周知すること。

3 罹患動物の容体等の聴取

2の飼い主からの電話等においては、罹患動物の容体のほか、飼い主自身の健康状態、海外渡航歴、新型コロナウイルス感染症の感染者との接触の可能性等について聴取すること。

4 電話等による診療の指示等

3の飼い主からの電話等による聴取の結果、罹患動物の病状が重篤で緊急的な処置等を要する場合を除き、来院を延期した上で、オンライン診療、電話、メール等での診療の指示、指導等に止めること。

5 来院させる場合の留意事項

来院させる必要があると判断した場合には、原則として次の留意事項に従わせること。

- ① 飼い主同士の接触を避けるため、予約制とすること。
- ② 同伴は健康な成人1名に限ること。
- ③ 大型犬を除き、移動用ケージ等を用い搬送、来院すること。
- ④ 自家用車等を利用し、公共機関は利用しないこと。

- ⑤ マスク着用等の感染防護措置を行うこと。
- ⑥ 到着後、動物とともに院外で待機し、病院の獣医師等の指示により院内へ入室すること。
- ⑦ 支払いは不必要な接触を避けるため、原則としてキャッシュレス決済等に限定すること。
- ⑧ これらの指示に従わない場合は、診療を見送る場合もある旨の同意を得ること。

6 来院時の対応及び留意事項

飼い主の来院時には、病院の獣医師等は次の対応、指示等を行うこと。

- ① 予約時間に飼い主が来たことを確認し、待合室への入室を指示すること。
- ② 入室時に院内に設置した消毒薬で手指を洗淨消毒すること。
- ③ ケージを決められた場所に置き、獣医師等の指示を待つこと。
- ④ 院内の備品等に不必要に触れないこと。
- ⑤ 獣医師等とは2メートル以上の距離を保つこと。
- ⑥ 待合室にて問診表(飼い主の健康状態に関する質問を含む。)の記入を依頼し、内容を確認した上で、診療室への入室を許可すること。
- ⑦ 診療終了後、帰宅時に手洗い等十分に感染の防護に努めるよう周知すること。

7 院内の獣医師等に対する留意事項

病院の獣医師等は、上記事項のほか、次の事項を遵守すること。

- ① 個人防護具(PPE)の装着を徹底すること(別添6参照)。
- ② 獣医師等間でも2メートル以上の距離を保つこと。
- ③ “One Health”の概念を実践する者としての自覚の下、逐次公表される新型コロナウイルス感染情報や政府の対処方針等に留意し、自身の感染防御は勿論、院内感染等によるクラスターの発生防止に努めること。

8 診療対象動物が新型コロナウイルス感染症に罹患していると疑われる場合の対応

犬、猫等が新型コロナウイルス感染症に罹患していると疑われる場合には、(公社)日本獣医師会のホームページに掲載された「『ペットの犬に低レベルの新型コロナウイルス感染症が見られた』とする香港政府の発表について」(令和2年3月9日)を参照の上、予め本会に連絡した後、国立感染症研究所獣医科学部に問合せを行うこと。

【別添 2】

新型コロナウイルス に対する 動物病院の対応 について

密集対策

待合室が混み合う場合には、屋外でお待ちいただく
こともあります。
状況によっては、完全予約制とさせていただきます。

密閉対策

診察の合間に、ドアや窓の開放を行います。

密接対策

事前問診で診察時の会話時間を短縮します。
必要に応じて感染防御を行います。

その他の対策

- ・ 適宜消毒を行っています。
- ・ 飼い主の方に発熱や咳などの症状がある場合は、
代理の方に動物を連れてきていただくようお願い
します。
それが出来ない場合には、電話でご相談ください。

 公益社団法人東京都獣医師会

【別添 3】

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下での 伴侶動物臨床獣医師に対するアドバイス



<p>開院時間を短縮し、 緊急の場合のみを 受け入れる。</p> 	<p>スタッフ全員が （保健当局が出す国 のアドバイスに従う） 防護装備を着用する。</p>	<p>スタッフ全員が定期的 に徹底して手を洗い （ペット又は飼い主との 接触後に毎回）、 目・鼻・口には触らない。</p> 	<p>他の人から最低 2メートルの 距離をとる。 接触を避ける。</p> 	<p>電話又はオンラインで 予約を受ける。</p> 	<p>掲示もしくは 電子媒体を使って 新しい診療手順をペッ トの飼い主に通知する。</p> 	<p>・ ペットの同行者は健康な成人一人のみ ・ 待合室内の飼い主は1人のみ ・ 診察室内の飼い主は1人のみ</p>
<p>ドアノブ、受付カウン ター、及び人が触るあ らゆる場所を定期的に 清掃・消毒する。</p> 	<p>来院者用の手指 消毒剤を提供する。</p> 	<p>可能であれば、獣医 療チームを互いに接触 しない2つのグループ に分ける。</p>	<p>院内で業務をする 必要のないスタッフ 全員を帰宅させ、在 宅勤務させる。</p> 	<p>来院者が触れるもの 全てを待合室から撤去 する（例えば、雑誌、 子供向けの玩具、チラ シ、自動販売機）。</p> 	<p>入院しているペットに 面会させない。 unnecessary 訪問を 受け付けない（製薬 会社の営業担当者、 獣医学生等）。</p>	<p>非接触型（電子） 決済が好ましい。</p> 



状況は絶えず変化しており、全ての地域に常にこれらの提
言が当てはまるとは限りません。行政機関や政府からの最
新のアドバイスを入手するよう心がけましょう。

これらの予防策は人の感染を予防するために提言されるも
のであり、現時点でペットが新型コロナウイルスに感染す
る証拠はありません。



【別添 4】

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下で動物病院に来院する飼い主に対するアドバイス

 <p>電話又はオンラインで予約を取る。</p>	<p>動物病院に行く前に電話で相談する。</p> 	<p>緊急な治療が必要な場合のみ電話連絡後に動物病院を訪れる。</p> 	<p>健康な成人一人のみがペットに同行する。</p> 	<p>来院後は屋外で待機しスタッフの指示に従う。</p> 
<p>消毒剤が使用できる場合、院内に入る際に手指を消毒する。</p> 	<p>接触を避け、常に他の人から最低2メートルの距離をとる。</p> 	<p>待合室や診察室にあるものを触らないように心がける。</p> 	<p>非接触型（電子）決済が好ましい。</p> 	<p>頻繁に適切に手洗いすることを忘れずに。</p> 

状況は絶えず変化しており、全ての地域に常にこれらの提言が当てはまるとは限りません。行政機関や政府からの最新のアドバイスを入手するように心がけましょう。

これらの予防策は人の感染を予防するために提言されるものであり、現時点でペットが新型コロナウイルスに感染する証拠はありません。



Federation of Veterinarians of Europe



Federation of European Companion Animal Veterinary Associations

【別添 5】

clinician's brief
brief.vet/covid

MANAGEMENT TREE | INFECTIOUS DISEASE

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19): 飼い主との接触方法の指針

J. Scott Weese, DVM, DVSc, DACVIM
University of Guelph
Published March 30, 2020

WSAVA
World Small Animal Veterinary Association

Reproduced by vet.com with permission from the author clinician's brief

急ぎの処置が必要ですか、狂犬病のワクチンの期限が切れていますか、ブースターワクチンが必要ですか、あるいはその他の重要な要件ですか？

- YES
 - 家族のどなたかがCOVID-19と診断されたもしくは感染の疑いがありますか？
 - YES
 - 他の人が動物を連れてこられますか？
 - NO
 - 個人防護具 (PPE)* を装着し車で動物を受け取る
 - 飼い主から2メートル距離をとる
 - 動物を隔離室へ直接運び込む。
 - 通用口から理想的に位置していれば病院の感染症対策スタッフに連絡
 - YES
 - 他の人が動物を連れてこられますか？
 - YES
 - 個人防護具 (PPE)* を装着し車で動物を受け取る
 - 飼い主から2メートル距離をとる
 - 動物を隔離室へ直接運び込む。
 - 通用口から理想的に位置していれば病院の感染症対策スタッフに連絡
 - NO
 - 動物を車で受け取る
 - NO
 - 飼い主は最近呼吸器系の症状を示したことがありますか？
 - YES
 - 他の人が動物を連れてこられますか？
 - YES
 - 個人防護具 (PPE)* を装着し車で動物を受け取る
 - 飼い主から2メートル距離をとる
 - 動物を隔離室へ直接運び込む。
 - 通用口から理想的に位置していれば病院の感染症対策スタッフに連絡
 - NO
 - 動物を車で受け取る
 - NO
 - 来院の延期または訪問日を再調整
 - 遠隔診療での健康診断や学術的知見や薬剤管理することも検討

* 飼い主が感染した時点で回復してから2週間以上経過して、家庭内で更なる感染が起こっていない状態で病院に連絡を取っている場合は低リスクと判断できる
* 重症化リスク
* 患者となる動物の受け入れや治療にあたる全ての人は最低でも白衣と手袋を着用すること。その動物に慣れないスタッフは防護服に入らないこと。マスクと履の防護シューズは規定や処置の順に着用すること。飛沫に感染する可能性がある仕事（例：犬の尿の清りの処理、排便）をする場合、COVID-19マスクを着用すること。COVID-19マスクの入手できない場合は、感染の発生しうる状況下での処置において、手着用マスクおよびフェイスシールドを着用することは許容できる代替案と考えられる。

【別添 6】

獣医療関係者の感染防御対策にご理解ください

(手袋・マスク等)

動物から人に感染する病気があります。 獣医療関係者は動物の処置を行う時に、このような病気から身を守るために、個人防護具(PPE)を着用する必要があります。



個人防護具 (Personal Protective Equipment, PPE) とは

- 動物の血液、体液、分泌物、排泄物に感染性物質が存在することがあります。獣医療関係者の皮膚を守り、衣類の汚れを防ぐために、白衣やガウン、エプロン等を着用します。
- 血液や体液、粘膜、傷のある皮膚等に触れる際は、手袋を着用します。
- 血液等のしぶきが発生する可能性がある処置をする場合は、目、鼻、口の粘膜を守るために、マスク、ゴーグル、フェイスシールドを着用します。

動物から人に感染する病気の例

- ◆ **重症熱性血小板減少症候群 (SFTS)**
ウイルスを保有しているダニに咬まれると感染します。また、人はSFTSに感染した犬や猫からも体液等を介して感染することが報告されています。
- ◆ **パストレラ症、猫ひっかき病、カブノサイトファーガ感染症、エキノコックス症、ブルセラ症等**



手袋 マスク 白衣またはスクラブ



動物由来感染症の詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

[動物由来感染症 厚生労働省](#) [検索](#)



厚生労働省 健康増進 動物由来感染症 いのちみつめる。いのち守む。 公益社団法人 日本獣医師会

【別記 2】

事務連絡
令和 2 年 4 月 14 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政人

「緊急事態宣言」の発出に伴う外出自粛要請の
期間中における小動物診療施設等の
対応に係る留意事項について

令和 2 年 4 月 7 日に発出された「緊急事態宣言」に伴う外出自粛要請の期間中における小動物診療施設等の対応については、「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って都市封鎖等の措置が発動された場合における小動物診療施設等の対応について」(令和 2 年 4 月 3 日付け事務連絡。以下「事務連絡」という。)の別添 1「新型コロナウイルス感染症に対する小動物診療施設等の対応について」により、獣医師等の感染防御に配慮した診療業務継続のための推奨方策について提示しました。

しかし、遺憾ながら、同通知の記載内容について拡大解釈がなされ、獣医師法上の疑義が生じることが懸念される事例についての照会がなされています。つきましては、改めて下記の点に御留意いただき、新型コロナウイルスに対する感染防御を確保しつつ、適正な診療業務の継続に努められますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 事務連絡は、あくまでも「緊急事態宣言」に伴う外出自粛要請の期間中を前提に、小動物診療施設等において推奨される対応方策を提示したものであること。
- 2 事務連絡の別添 1 の「4 電話等による診療の指示等」に例示した「オンライン診療」等は、獣医師法第 18 条に規定された「無診察診療」に該当しない範囲内で実施しなければならず、診療対象動物に直接対面して診察することを一度も行っていない初診の場合には認められないこと(別添「写」参照)。

【別 添】

写

19 消安第 10237 号
平成 19 年 12 月 19 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長

要指示医薬品の投与及び処方にあたっての
注意事項について

獣医師法(昭和 24 年法律第 186 号)第 18 条においては、獣医師は自ら診察しないで劇毒薬、生物

学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与又は処方をしてはならない旨が規定されており、同条に規定する農林水産省令で定める医薬品としては、獣医師法施行規則（昭和24年農林省令第93号）第10条の5の規定により、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第49条第1項の規定に基づき農林水産大臣が指定した医薬品（以下「要指示医薬品」という。）等が定められているところです。

要指示医薬品等の投与又は処方に当たっては「獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用について」（平成4年9月1日付け4畜A第2259号農林水産省畜産局長通知）により、獣医師が自ら定期的に巡回する等して常に当該農場の飼育動物の健康状態を把握している場合等においては、飼育者から病状の聴取等をもって診察と見なすことができると解してきたところです。

しかしながら、最近、獣医師が自ら農場を巡回し診察することなく要指示医薬品を処方している事案が起きたことから、獣医師法第18条の規定の解釈について下記のとおり改めて整理いたしましたので、了知されるとともに、要指示医薬品の適正な投与及び処方がなされるよう関係者へ周知徹底をお願いします。

記

- 1 要指示医薬品は、その使用に当たって獣医師の専門的な知識と技術を必要とするもの、副作用の強いもの、あるいは病原菌に対して耐性を生じ易いもの等であり、このような慎重な使用が求められている医薬品は、当該医薬品の使用が不可欠な症状（予防のために用いられる医薬品にあっては、その使用が可能な状態、以下同じ。）が見られる場合に限られるとともに、その使用期間中に獣医師の特別の指導が必要とされている。
- 2 このため、その適正な使用を図るため、投与又は処方に当たっては獣医師自らが診察し、症状を的確に把握する必要がある。

ここで、獣医師法第18条に規定する「診察」とは、触診、聴診、打診、問診、望診その他手段のいかんを問わないが、現代の獣医学的見地からみて疾病に対して一応の診断を下しう程度の行為でなければならないと解しているため、当該家畜に直接対面して診察することを一度も行わずに、電話、FAX等により、当該家畜の症状等を飼養者等から聞き取るのみでは、要指示医薬品を使用することが不可欠な症状であるかどうかを的確に把握し、正しい診断を下すことは通常は困難

であると考えられる。

- 3 したがって、当該家畜に直接対面して診察することを一度も行わず、要指示医薬品を処方することは、一般的には獣医師法第18条の規定に違反するものである。

(参 考 条 文)

獣医師法（昭和24年法律第186号）（抄）

（診断書の交付等）

第18条 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方をし、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検案しないで検案書を交付してはならない。ただし、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

獣医師法施行規則（昭和24年9月14日農林省令第93号）（抄）

（医 薬 品）

第10条の5 法第18条の農林水産省令で定める医薬品は、次のとおりとする。

- 一 薬事法（昭和35年法律第145号）第49条第1項（同法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき厚生労働大臣又は農林水産大臣が指定した医薬品
- 二 薬事法第83条の4第1項又は法第83条の5第1項の規定に基づき農林水産大臣が使用者が遵守すべき基準を定めた医薬品

【別記3】

事務連絡
令和2年4月9日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政人

狂犬病予防法に基づく予防注射の時期について

狂犬病予防注射の実施については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、地域の実状

に合わせた柔軟な対応がとられるよう本会から厚生労働省に対する働きかけを続けてきたところです。

このことについて、令和2年4月8日付け事務連絡により厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

このたびの通知は、①狂犬病予防法第5条及び狂犬病予防法施行規則第11条の規定に基づき、4月1日から6月30日までとされている予防注射期間について、感染症のまん延防止の観点から7月1日以降としても差し支えないとする方向で検討を進めていること、及び②市町村における集合注射の実施の可否についても、各地域での感染症の発生状況を踏まえ柔軟に検討するとともに、実施する場合は感染防御対策を徹底することについて、都道府県等の衛生主管部局あてに通知したので本会会員に周知されたいとするものです。

なお、例年どおり、集合注射の実施を予定される地方獣医師会におかれましては、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、会場に消毒薬を設置し、参加獣医師はマスクを着用するとともに、当日臨床症状が出た場合は他の獣医師と交代する等適切に対応してください。また、飼い主にも手洗い、咳エチケット等を徹底し、咳、発熱などの症状があれば、来場を控えていただく旨事前に通知する等、感染防護の徹底をお願いいたします。

【別 添】

事務連絡
令和2年4月8日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の 時期について（情報提供）

今般、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大状況等を踏まえ、別添のとおり自治体宛て事務連絡を發出しておりますので、御連絡いたします。

貴会におかれましても、会員への御周知方よろしくをお願いいたします。

事務連絡
令和2年4月8日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕
〔特別区〕

衛生主管部(局) 御中
厚生労働省健康局結核感染症課

狂犬病予防法に基づく狂犬病の予防注射の 時期について（情報提供）

新型コロナウイルス感染症については、令和2年4月7日に緊急事態宣言が行われ、感染拡大の防止に向けた取組が全国的に更に進められているところ
です。

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号、以下「法」という。）に基づく狂犬病の予防注射については、法第5条及び狂犬病予防法施行規則（昭和28年厚生省令第52号）第11条の規定に基づき、犬の所有者は、所有する犬について毎年4月1日から6月30日までの期間に予防注射を受けることとされているところですが、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大状況等を踏まえ、感染症のまん延防止の観点から、当該予防注射の時期について、本年7月以降に受けることも差し支えないこととする方向で検討を進めておりますので、事前に御連絡いたします。

都道府県等におかれましては、各地域での新型コロナウイルスの感染者の発生状況等を踏まえ、当該予防注射の実施時期に基づき犬の所有者が外出する機会が増えることのないよう柔軟に検討いただきますよう、管内の市区町村を含む関係者に周知方よろしく申し上げます。また、市区町村で実施する集合注射の実施の可否についても、各地域での発生状況等を踏まえ柔軟に検討いただくとともに、実施する場合は、参加者の感染リスクを高めることがないよう感染防御対策を徹底いただくようよろしく申し上げます。

なお、同内容の事務連絡につきましては公益社団法人日本獣医師会にも送付しておりますので併せて御連絡します。

【別記 4】

2日獣発第16号
令和2年5月11日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(契印及び公印の押印は省略)

**令和2年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会
及び獣医学術地区学会・地区獣医師大会の
開催中止について**

平素から本会事業につきましては、ご理解とご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

さて、我が国における新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴い、全土に「緊急事態宣言」が発出され、密閉・密集・密接した場所における集会の

開催や、他都道府県への移動を含む、不要不急の外出自粛の措置が講じられたものの、未だその収束が見えない状況にあります。また、夏季に向かい一時的に収束したとしても来冬には再びある程度の流行が予見されるとの専門家の意見等もあり、アフリカ等の開発途上国における流行の継続等を考慮すると、屋内において開催する大規模なイベントは、今後も自粛を継続する必要があると考えられます。

本会ではこのような状況に鑑み、令和2年4月20日（月）開催の業務運営幹部会において、本会主催の令和2年度獣医学術学会年次大会とともに、獣医学術地区学会及び地区獣医師大会についても開催担当地方獣医師会の了承を得て開催を中止することといたしましたので、ご承知いただきますようよろしくお願い申し上げます。